

議案第57号

守谷市介護保険条例の一部を改正する条例

守谷市介護保険条例（平成12年守谷町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第17条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年9月1日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
57号	1

提案理由（議案第57号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が平成29年7月1日に施行されたことに伴い、守谷市介護保険条例の一部を改正するものです。

改正内容は、介護保険に係る文書等の提出命令に従わず、当該職員の質問に虚偽の答弁をした場合等の過料対象者が、今までは被保険者並びに第1号被保険者の配偶者及び世帯員でしたが、今回の改正は、第2号被保険者の配偶者及び世帯員を加える変更となります。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
57号	2

守谷市介護保険条例新旧対照表

改正	現行
<p>第17条 市は、被保険者、被保険者_____の配偶者若しくは被保険者_____の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定による文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>第17条 市は、被保険者、<u>第1号被保険者</u>の配偶者若しくは<u>第1号被保険者</u>の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定による文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p>